

2007年2月21日

民間団体への援助に関する検討のための会事務局御中

構成員 林 良平

意見書

確認事項

2月9日、第8回検討会で明らかになった事

1. 国から民間団体への直接的援助は事実上困難
2. 国が補助金を予算化しても、それを執行するには地方自治体の予算計上が必要(2分の1ずつの負担)
3. 警察庁は警察予算での計上には限界があり、内閣府が総合的援助を行うべきとの回答
4. ネットワークはNPOであり内閣府の所轄団体である。ネットワーク加盟の支援団体には各都道府県警が委嘱しており、警察庁はその半額を財政支援措置している(第5回検討会資料2)

(私見)

以上からすれば、国から民間団体への直接的援助は実現可能性が低く、地方自治体の半額補助の予算措置を必要とする国の援助のあり方を前提に、「被害者支援を行う民間団体への援助のあり方」が検討されなければならない。

地方自治体の予算化には地方議会・議員の議決が必要となる。毎年議会の監視が入ることで民間団体の活動チェックもできるメリットが出てくる。

地方自治体の知事部局が被害者支援、民間団体への援助を積極的に推し進めるような施策を検討することも必要である。

既存の団体にのみ援助を手厚くしたり、その団体が全てを取り仕切る仕組みを作るのは将来に禍根を残す。

(疑問点)

1. アウトリーチ活動が殆ど出来ていない団体が、どんな活動をどのくらいの規模で行いたいとしているのかこれまでのヒアリングでは不明。

富田座長案をみると、早期援助団体を目指す民間団体は殆どアウトリーチ活動を行えていない、とある。

2. 早期支援団体「いばらき被害者支援センター」の報告について

(第4回資料2及び議事録から)

電話相談受理件数、面接相談件数、直接的支援件数が報告されているが、茨城県の罪種別の犯罪認知数が掲載されておらず、それぞれの被害者への対応割合が不明。

これがないと、どれくらいの予算規模となるのか全く判らない。

「件数」も延べ人数なのか、実数（一人の被害者が5回電話をかけても1件として
いるのか）なのか不明。

平成18年度 収入 計 11,340,500 円

支援を充実させるには約1800万円が必要とあるが、その根拠は何かが読み取れない。罪種別にどのような支援を行っているのか、の具体的支援の分類もない。9つある早期援助団体の内、いばらき支援センターはどのレベルにあるのか不明。

確認事項

- ・ 犯罪被害者等基本法・犯罪被害者基本計画により、被害者支援の在り方は変わったとの認識が必要
- ・ 「民間団体への援助」の要諦は、「犯罪被害者等が我が国で幸福に生きる権利を支援する活動」への援助にある。

（私見）

- ・ 既存の民間団体のみへの援助を基本に考えるのではなく、警察・知事部局などの総合的取組を検討会で諮り、抜本的に民間団体のあり方を再検討すべきである。
- ・ 国民にもっとも身近な市町村自治体の取組が円滑に、スピーディーに行われるよう啓発しなければならない。
- ・ ストーカー被害者のシェルター、児童虐待の保護、などを管轄する厚労省関係の民間団体、国交省管轄の交通事故関係の民間団体、など罪種別に支援団体が派生する事も視野に入れるべき
- ・ 全国均一の支援が早く行われる方法論を検討の基本にするべきである。新たな民間団体がその後生まれ、有用であれば支援してゆくという考え方もある。
- ・ ネットワークの傘の下にある民間団体への援助ばかりを充実させても、多様な被害者のニーズに応えることは困難である。
- ・ 被害者支援の法的インフラを提言する団体も必要である。

「民間団体の財政的支援」についての要望 平成19年1月22日

特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 理事長 山上皓

について

- ・ ネットワークは、どれくらいの規模の支援を行おうとしているのか不明。つまり予算規模が不明。
- ・ 早期団体の報告とその地域の犯罪数とを検討し、分析し、無駄なもの、必要なものを分類する必要がある。
- ・ ネットワーク所属団体の現状を調査する必要がある。

以上から、都道府県・知事部局の予算措置を考えると、今後の検討において必要と思われる資料を要望いたします。

(1) 犯罪被害者白書 209 ページに掲載されているネットワーク加盟団体それぞれの

- ・規約
- ・組織・人員体制用 (理事会・事務局等)
- ・予算細目
- ・決算細目
- ・事業計画
- ・事業報告

(2) 警察庁にお願い

全国 47 都道府県別の刑法犯の認知件数を罪種別に分類したものを提出していただきたく存じます。

(3) 厚生労働省へのお願い

厚生労働省管轄の DV、児童虐待等の被害者に関し、支援団体の有無、支援団体への援助があるのならば、その事業報告、都道府県の取組等や予算等をご教示いただきたい。

(4) 国土交通省へのお願い

交通事故の被害者に関し、上記 (3) に類したものがあれば、同様にご教示いただきたい。

以上